

宮崎日日新聞「くらしの相談」掲載記事

○病気療養中の者の失業給付について

【相談】

私の妻は、会社勤めをしており、雇用保険に加入しているが、現在病気のために自宅で療養している。会社はいずれ退職せざるを得ないが、その際に雇用保険の失業給付を受給できるかどうか教えてほしい。

【結果】

相談を受けた行政相談委員が、ハローワークに確認したところ、雇用保険の失業給付を受けるには「失業の状態」にあることが必要であり、「失業の状態」とは、「いつからでも就業可能な状態の求職者が積極的に就業活動を行ったにも拘わらず職業に就くことができない状態」をいい、病気等ですぐに就職できない状態では、申請の受理ができないとのことでした。ただし、病気等により引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日から1か月以内に受給期間延長手続をとれば、受給期間が最大3年間延長でき、その間に就業可能となれば、失業給付の申請が可能とのことでした。

その旨を行政相談委員が相談者に伝えたところ、相談者は、妻が退職した際には、受給期間の延長手続を行うことになりました。